

武蔵小杉合同法律事務所



2019年10月29日、植村弁護団 東京高裁へ入廷

NEWS VOL.13 2020.1



年始のご挨拶と事務所10周年記念シンポジウムのお誘い

2020年で当事務所は開設10周年を迎えます。

事務所設立後は所員一丸となって、憲法を守るための戦い、秘密保護法制定阻止、原発反対運動、そして差別問題など、様々な人権課題に取り組んで参りました。人権侵害のない社会を目指す道半ばではありますが、こうして10周年を迎えることができたのは皆様のご支援・ご協力があってこそだと感謝しております。

当事務所が協力して取り組む植村隆元朝日新聞記者名誉毀損訴訟は2019年6月に極めて不当な敗訴判決がなされました。この判決は、最高裁の判例に反して「推論として一定の合理性がある」として名誉毀損表現の相当性を認めるなど多くの問題を有しています。この不当な判決を覆すため、弁護団、そして事務所の総力を挙げて取り組む次第です。

この植村裁判には多くのジャーナリストが支援を行っており、その一つとして、この裁判を取材したドキュメンタリー映画「標的」が製作されています。この映画は、クラウドファンディングで資金を募り、目標額の150%を超える支援を得て制作・公開の準備がされています。

植村裁判の問題を広く理解してもらいジャーナリストの表現を守るため、開設10周年記念シンポジウムを開催し、「標的」のダイジェスト版を上映することと致しました。

併せて、植村隆氏とジャーナリストの安田浩一氏をお招きして、日本の右傾化とマスメディアの在り方等についてお話いただく予定です。シンポジウムは無料ですので、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

【武蔵小杉合同法律事務所10周年記念シンポジウム】

日時：2020年3月26日(木) 18時30分～

場所：川崎市中原市民館多目的ホール

(川崎市中原区新丸子東3丁目1100番地12)



最新情報や場所の
確認はこちらから

終了後には、当事務所の10周年を記念する懇親会も企画しておりますので、ぜひお越しください。

10周年という一つの節目を迎え、今後も当事務所及び所員の活動を支えていただければ幸いです。

ながた りょう
弁護士 永田 亮



ヘイトスピーチ・日本の右傾化に対する闘い

現在、元新聞記者の方、そして、現役の新聞記者の方、二人の代理人を並行して行っております。

一人は、元朝日新聞記者、植村隆さんです。1991年に元日本軍従軍慰安婦・金学順さんの記事を書いたのが当時、朝日新聞・大阪社会部に所属していた植村さんでした。植村さんの記事は最初に名乗り出た元従軍慰安婦の記事として歴史的な記事になりましたが、97年頃から当該記事を「捏造だ」とする攻撃が始まり、2014年1月には西岡カ氏のコメントが週刊文春に掲載されたことから激しい「植村バッシング」が始まりました。植村さんが非常勤講師を務めていた大学には誹謗中傷のメールやファックスが殺到し、学生や植村さんの家族への危害を宣言する脅迫状も届きました。植村さんは、自己の名誉を回復し家族の命を守るため、2015年1月9日、西岡カ氏と文藝春秋社を相手取って東京地裁に訴訟を提起しました。

2019年6月26日、東京地裁（原克也裁判長）は、植村氏は「金学順のキーセンに身売りされた」との経歴を認識しながらあえて記事に記載しなかったから「捏造」とされてもやむを得ない等として、植村氏の請求を棄却する不当な判決を下しました。私たちは、これに対して直ちに控訴をし、控訴審の第一回期日を2019年10月29日に迎えました。

控訴審段階にはいって、記事が捏造ではない、新たな、そして決定的な証拠が発見されました。金学順氏の「証言テープ」です。それは91年11月25日、植村氏が金学順氏に対する弁護団の聞き取りに立ち会った際、金学順氏の証言を録音したテープでした。「証言テープ」には金学順さんが「キーセンに身売りされた」という証言がありません。植村さんが記事に「金学順氏は姦生(キーセン)に身売りされた」と書かなかったのは、金学順氏がそのように証言しなかったために過ぎないのです。取材相手が話さなかった事実を記事に記載しなかったからといって、「捏造」になるはずがありません。この証言テープは、植村氏の記事が「捏造」とはいえないことを証明する決定的な証拠です。控訴審の裁判官はこの証拠をどのように扱ってくれるのでしょうか。判決は年明けになる見通しです。

もう一人は、神奈川新聞の現役記者、石橋学さんです。石橋さんは、川崎市を中心に被害が多い「ヘイトスピーチ」の問題をずっと追ってきた人権感覚豊かな新聞記者です。私が手がけているのは、石橋さんが、2019年春の統一地方選挙に日本第一党最高顧問・瀬戸弘幸氏の後押しを受けて川崎市市議会選挙に立候補した佐久間吾一氏による「旧日本鋼管の土地をコリア系が占拠している」「共産革命の拠点が築かれ、いまも闘いが続いている」等とする演説について、「差別扇動くり返し」「悪意に満ちたデマによる敵視と誹謗中傷」等と批判する記事を書いたところ、佐久間氏から慰謝料を請求されたという事件です。第1回の期日は、2019年9月24日に開かれ、私は被告となった石橋さんの代理人として出席しました。



石橋学 記者

神原元 弁護士

植村さんと石橋さん、いずれの事案でも、ペンを握る新聞記者が攻撃のターゲットにされました。攻撃をしているのは、日本と隣国との争いを煽り、日本国内のマイノリティーを攻撃するグループたちです。新聞記者に対する攻撃との闘いは、報道の自由と正義を守る闘いであると同時に、ヘイトスピーチ問題に顕著に顕れる日本の右傾化に対する闘いでもあります。今年はこれらの闘いがまさに正念場を迎えます。

今年も全力を振り絞って闘い抜く所存です。よろしくお願いたします。

弁護士 かんばら 神原 はじめ 元



川崎市差別禁止条例案

1 全国初の罰則化

2019年6月24日、川崎市長は、「(仮称)川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」(素案)を発表しました。川崎市が条例についてパブリックコメントを募集したところ、1万8000通の意見が寄せられ、賛同の意見が多数でした。

この条例案は、日本で初めてヘイトスピーチに対して刑事罰を導入した条例として、他の自治体の条例制定を後押しし、国の法改正・整備を促すという意義があります。

2 条例案の内容

条例案は、ヘイトスピーチ対策に特化せず、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例であり、人種や国籍、民族的指向、出身、障害などを理由にした差別の禁止を明示しています。そして、一定の要件に該当するヘイトスピーチについては罰則をもって規制しています。

もっとも、刑事罰の導入にあたっては正当な表現行為を侵害しないよう配慮し、市内の公共の場所において、拡声器の使用などの特定的手段を用いて、特定の国・地域の出身者らを国外に退去させることを煽ったり、危害を加えることを告知したりするなど、特定の類型に該当するヘイトスピーチを行う行為に限定しています。

条例に違反した者は、市長が同様のヘイトスピーチを行わないように勧告し、勧告に従わなかった場合には命令を下し、それでも従わなかった場合に氏名の公表と罰則をもって対処する形式をとっており、ヘイトスピーチそのものを処罰するのではなく、市の命令に従わなかった者を処罰する行政刑罰です。

また、表現の自由に配慮し、恣意的な判断とならないように、勧告、命令の際には有識者でつくる「差別防止対策等審査会」に意見聴取します。

罰金額については、刑法の名誉毀損罪や県迷惑行為防止条例を参考に50万円以下となっています。

インターネット上のヘイトスピーチは罰金の対象外ですが、川崎市が、事例の公表や削除要請などの拡散防止措置を行います。その他、川崎市、市民や事業者の責務を定め、差別解消・人権尊重に関する施策の基本計画を策定し、教育・啓発の推進し、人権侵害の被害者支援についても規定しています。

3 表現の自由を奪っているのはだれか

川崎市において、悪質なヘイトスピーチデモが行われる一方で、これに反対し闘う一般市民や弁護士が存在がありました。川崎の沿岸地域は、在日コリアンを始めとする外国人や日系人と地域住民とが協力をして作り上げた街であり、だからこそ、地域全体が差別を許さない、ヘイトスピーチを許さないという確固たる意思が形成されています。

ヘイトスピーチとの闘いは、表現の自由との闘いではなく、差別との闘いです。桜本地区が狙われたのは、「戦争は差別をうむ」として安保法制に反対して桜本地区で声を上げた高齢の在日コリアン女性らが記事に掲載されたことがきっかけでした。

表現の自由を奪っているのは、ヘイトスピーチに反対する側ではなく、ヘイトスピーチを行っている側なのです。

ヘイトスピーチを根絶すること、そしてその背景にある差別を日本社会からなくすことを目的として、多くの一般市民の活動の結果、ようやく2019年12月に条例が制定されることとなりました(2019年11月末日執筆)。



2016年6月5日 川崎市中原区にてヘイトデモに抗議する市民ら



2016年6月5日 川崎市中原区にてヘイトデモを止めるためにシットインする市民ら

弁護士 ^{そん} 宋 ^{へよん} 惠燕



1945年8月9日、14歳の父は、爆心から2.5キロ、学徒動員先の魚雷用電池工場で被爆しました。いつも通った道は瓦礫で埋めつくされて歩くことができず、街を囲む山の中腹をたどって、日暮れ近く爆心に近い自宅に着きました。

家は跡形もなく、母親と妹4人は即死、その晩は自宅を見下ろす神社の階段に座りこんで過ごしました。翌朝、職場から戻った父親とバケツに亡骸を拾い集め、水をかけるとジュッと音をたて湯気があがったと言います。

父が体験を具体的に話してくれるようになったのは、戦後50年経った頃からです。重い口を開いて語った貴重な証言を次の世代に語り継げるのは私たち世代しかない、と強く感じるこの頃です。(事務局：T.M)



2019年10月に、長崎県へ旅行しました。旅行計画中は、行きたいところが山ほど出てきてしまい、予定している宿泊数では足りないくらいでした。

長崎はどこへ行くにも美しい街並みが続き、おすすめしたいところはたくさんあります。1つご紹介すると、稲佐山の山頂からの夜景がとても綺麗でした。長崎はモナコ、香港と世界新三大夜景として夜景サミットから認定されているそうです。明かりのついているところには誰かの暮らしがあったり、誰かが働いていたりすると思うと、過去に原爆を落とされ、被害が遭ったところから、月日を経て、現在の美しい長崎の街並みができたことに深く感銘を受けました。(事務局：M.M)



稲佐山からみた長崎の夜景

書籍のご案内



「9条の挑戦 非軍事中立戦略のリアリズム」
伊藤真、神原元、布施祐仁著
(大月書店)



「ヘイト・スピーチに抗する人びと」
神原元著 (新日本出版社)



「Q&A ヘイトスピーチ解消法」
監修：師岡康子 編著：外国人
人権法連絡会 (現代人文社)



「いまこそ知りたい! みんなでまなぶ日本国憲法」
明日の自由を守る若手弁護士会の
編著 (ポプラ社)



「Q&A 新・韓国家族法」
在日コリアン弁護士協会編著
(日本加除出版)



※ JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武治線道路を越えた所(動物救命救急センターの前)の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス(学習塾)の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



※本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月に武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>

法律相談予約受付中